

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の着実な実施について

昨年2月の障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金により、既に様々な事業者対策を実施しているところであるが、さらに、昨年12月、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームにより障害者自立支援法の抜本的見直しの報告書がまとめられ、「緊急措置」として、「事業者の経営基盤の強化」を図るための事業を新たなメニューとして基金に追加したところである。

各自治体におかれては、管内事業者をはじめとする関係各方面に新たなメニューを含めた事業の周知徹底をお願いする。

また、本事業は、事業者に対する激変緩和や新法への移行等のための緊急的な経過措置等であり、できる限り早期に執行すべきものである。

基金を活用した各種メニュー事業が平成20年度で最終年度を迎えることから、都道府県においては、早急に新たなメニューの実施要綱及び交付要綱の整備を行うとともに、市町村・事業者の要望を踏まえた計画の見直しを行い、基金の有効活用及び計画に基づいた、着実な事業の実施についてお願いする。

2 地域生活支援事業の円滑な実施について

(1) 地域生活支援事業の実施に係る基本的な考え方について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、移動支援事業など各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的な事業展開が可能な仕組みとしている。

また、本事業は、統合補助金であり、交付された補助金については、市町村及び都道府県の裁量で個々の事業に配分することができるなど、自治体の裁量が最大限発揮できるものであることから、それぞれの地域の実情や障害者等のニーズを十分に踏まえたうえで、事業が効率的・効果的に展開されるよう着実な実施をお願いする。

今般、平成18年度「障害保健福祉推進事業等（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」（助成先：社会福祉法人全国社会福祉協議会）において、資料2-1のとおり、自治体における地域生活支援事業の効率的・効果的な実施事例が取りまとめられたところであり、各市町村等における移動支援事業等の実施にあたり参考としていただきたい。

引き続き、厚生労働省として各都道府県及び市町村における取組事例について、情報収集を進めることとしており、管内市町村における取組を含め、事例の情報

提供について協力をお願いする。

提出については、障害保健福祉部企画課地域生活支援室地域生活支援係までお願いする。

(2) 地域生活支援事業の必須事業未実施市町村への支援について

平成19年度における事業の実施状況（地域生活支援事業費補助金交付申請ベース）については、資料2-2のとおりであるが、例えば、移動支援事業の実施状況については、1,569市町村／1,818市町村（実施率86.30%）であり、コミュニケーション支援事業の実施状況については、1,414市町村／1,818市町村（実施率77.78%）となっており、実施市町村の割合は着実に増加してきている。

一方、地域生活支援事業の必須事業の各事業について、未だ事業を実施していない市町村も存在しているところであるが、市町村においては、市町村内に居住する障害者等のニーズを踏まえ、必要な者に対して必要なサービスが提供されるよう事業化に努めるとともに、都道府県においては、管内市町村における事業の実施状況の把握に努め、管内市町村と連携しつつ、必要なサービスが提供されるよう支援をお願いする。

（参考資料）

- ・（資料2-3） 移動支援事業の実施状況
- ・（資料2-4） コミュニケーション支援事業の実施状況
- ・（資料2-5） 日常生活用具給付等事業の実施状況

(3) 地域生活支援事業に係る平成20年度予算（案）について

平成20年度地域生活支援事業費補助金については、昨年度と同額の400億円を確保したところである。

なお、裁量的経費については、予算編成の方針として3%の削減が求められていることや、従来、地域生活支援事業のメニュー事業として実施されていた「精神障害者退院促進支援事業」（都道府県事業）が「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として地域生活支援事業とは別の補助事業の枠組みとして実施されること等による減少分を勘案すると、平成20年度地域生活支援事業に係る予算額（案）は実質的な増額となっているところである。

(4) 平成20年度における地域生活支援事業費補助金の配分方法について

平成20年1月17日「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」におい

て、平成20年度における地域生活支援事業の配分方法については、平成21年度に人口割とする方針としていたが、各自治体の事業の実施状況を踏まえ、再検討することとする旨をお伝えしたところである。さらに、検討の基本的な方向性としては、従来と同様に全国における各事業の実施水準の均てん化を図り、全国のあらゆる地域において障害者等が必要な地域生活支援事業の支援を受けることを可能とする観点で行うことについては変更ない旨をお伝えしていたところであるが、具体的な配分方法については、引き続き、検討することとしている。

(5) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成20年度の地域生活支援事業の実施要綱については、現在、以下のア及びイの改正を予定している。

ア 都道府県事業における、別記8の2の(2)「精神障害者退院促進支援事業」の削除(「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として実施されることによるもの)

イ 都道府県事業における、別記9の「サービス・相談支援、指導者育成事業」に、「(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業」を追加(各市町村における移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービス提供者の資質向上を図ることが可能となるよう追加)

なお、イについては、今般、緊急措置としてメニューが追加された「⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」(平成20年2月12日付メールにて各都道府県・指定都市・中核市宛て送付)との関連性に留意しつつ、適切に実施していただきたい。

追って、地域生活支援事業実施要綱の一部改正(案)(資料2-6)については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

(6) 移動支援事業について

ア 移動支援事業の適切な実施について

移動支援事業については、(2)にあるように着実に実施市町村数が増加してきているところであるが、その実施にあたっては、サービスを真に必要とする障害者等に対し、利用者のニーズに応じた適切なサービスを確保することが重要である。そのため、各市町村において移動支援事業を実施するにあたっては、サービスの提供時間などについて、その利用実態を確実に把握するととも

に、サービス提供事業者においても、相談支援事業者等との連携を図りつつケアマネジメントを着実に実施し支援計画を作成するなど、必要なサービスが障害者等に提供されるよう工夫を行うこと。

また、サービス提供が事業者任せとなっている状況や突発的な利用者のニーズに対して柔軟な対応が出来ていないなど画一的な運用が行われている状況が一部の市町村で見受けられることもあることから、上記に留意しつつ、適切な実施に努められたい。

なお、移動支援事業については、税財源をもとに実施される事業であり、例えば、グループ支援型を積極的に導入し、事業の効率性を高めること、特別対策の追加メニューである「地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業」を活用し、地域住民に対する障害者等に関する普及啓発を行い、住民参加による地域の支援力を高めることにより、インフォーマルサービスの育成や活用といった取組を進め、公的なサービスとこれらの取組を有機的に連携させ、事業を効率的・効果的に実施していくことについても願います。

イ 通院介助の範囲の拡大について

移動支援事業の利用目的の一部について、個別給付における居宅介護の適用範囲を拡大することにより対応することとしたので、移動支援事業の実施にあたりご留意をお願いします。

なお、具体的な改正内容については、障害福祉課資料により確認願いたい。

ウ 「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修事業」の実施時期等について

標記事業については、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置により特別対策のメニューに追加された「⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」により実施されることとなったが、実施時期及び実施場所等については、以下のとおりであるので、積極的な参加をお願いします。

なお、今般の緊急措置の実施により、併せて地域生活支援事業実施要綱の一部を改正し、各自治体が独自に実施すべき資質向上の取組について地域生活支援事業の国庫補助により支出することを可能としたので、緊急措置の実施と併せてサービス提供者の資質向上の取組を進められたい（(5)イ参照）。

【研修予定】

場所：日本盲人福祉センター及び関係施設

第1期：平成20年6月24日（火）～6月27日（金）

第2期：平成20年7月 1日（火）～7月 4日（金）

第3期：平成20年7月15日（火）～7月18日（金）

第4期：平成20年8月5日（火）～8月8日（金）

（注1）社会福祉法人日本盲人会連合：東京都新宿区高田馬場1-10-33

（<http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/>）電話：03-3200-0011

※ 平成20年5月以降移転（新住所：新宿区西早稲田2-18-2 電話：同上）

（注2）参加者数については、原則として、各都道府県5名以上とすることを予定している。参加者登録票については、別途、送付する。

（資料2-7）「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修開催要項」（案）

（7）地域活動支援センターの適切な実施について

ア 地域活動支援センター及び小規模作業所に係る地方交付税措置の内容について

小規模作業所に係る地方交付税措置については、従来、都道府県及び市町村に計上されていたが、平成18年4月から、地域活動支援センター及び小規模作業所分として市町村に集約されている。その際、地方交付税の総額としては平成17年度と同水準が確保されており、平成19年度については、区分を整理し、地域活動支援センター等運営費補助として計上されている。（資料2-8）

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適切な実施について

いわゆる小規模作業所が地域活動支援センターに移行した場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」の国庫補助を受けることが可能になるが、従来、小規模作業所の運営が地方交付税措置により行われていたことを踏まえ、地域活動支援センターが従来の活動に加えて、例えば、職員配置を手厚くするなど、その機能を強化する場合に国庫補助の対象とすることとしている。

したがって、平成20年度においては、従来、各自治体において行われていた小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センター機能強化事業による補助を上乗せする場合に地域生活支援事業の国庫補助の対象とする予定であるので、各市町村において本事業を実施する場合には、基礎的事業及び機能強化事業に係る適切な補助額の水準の設定をお願いする。

なお、地域活動支援センターは、従来の小規模作業所とは異なり、社会福祉法に基づく法定事業として実施するものであり、その適切な実施に対して国庫

補助としての公費が投入されるものであることから、地域活動支援センターの運営について、漫然と従来からの活動を継続するのみではなく、利用者のニーズを的確に捉え、そのニーズに即した質の高いサービスの提供に努めていただくとともに、高い公共性や社会的信用の確保などが求められることについてご留意願いたい。

(8) 地域活動支援センターの従たる事業所の設置について

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターについては、「地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第175号）（以下、「省令」）に基づき実施されているところである。

しかしながら、いわゆる小規模作業所の新体系への移行にあたり、地域活動支援センターの規模要件をクリアできないなど、特に少人数で実施している事業所については、未だに課題が残されているところである。

そのため、小規模作業所については、できるだけこれまでの形態を変えず、地域に根ざした小規模作業所としての良さを失うことなく新体系への移行が促進されるよう、主たる事業所とは別の場所でサービス提供を行っているが、一体的な管理運営を行うことができる場合について、従たる事業所として運営することを可能とする予定（省令改正）であり、今般の緊急措置（「小規模作業所移行促進事業」）と併せ効果的な運用をお願いする。

（参考資料）

- ・（資料2-9） 「地域活動支援センターに係る従たる事業所の設置について」（案）
- ・（資料2-10） 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第175号）新旧対照表（案）
- ・（資料2-11） 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について」（障害保健福祉部長通知）（案）

なお、省令の改正については、現在、パブリックコメントにおいて意見を募集しているところであり、所要の手続きの終了後、正式に通知する。

(9) コミュニケーション支援事業の適切な実施について

コミュニケーション支援事業は、市町村が実施する必須事業であるが、平成1

9年度の実施状況（地域生活支援事業費補助金交付申請ベース）は、1,414市町村／1,818市町村（実施率77.78%）である。

未実施の市町村においては、障害者等のニーズを的確に把握し、以下の点にも留意のうえ、早急な事業の実施をお願いするとともに、実施している市町村におかれても、事業の充実に努められたい。

また、都道府県におかれても、市町村間等においてサービス利用に支障が生じることがないように、その調整や派遣事業の代行実施など積極的な対応をお願いする。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託や、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害者自立支援法施行以前から継続している手話通訳の派遣等の支援については、事業の実施主体の変更等によって、サービス内容が低下しないよう、十分な配慮を行うこと。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がいる場合については、手話通訳者の人数を調整する等、効率的な実施に努めること。
- 意思疎通を図る方法については、実施要綱に例示している手話通訳などの他にも、代筆や代読などの方法があるため、障害種別ごとのニーズを的確に把握し、事業の実施に努めること。
- 手話通訳者を設置する事業については、派遣事業の調整や、聴覚障害者への相談支援や生活支援など、効果的な活用にも努めること。

（資料2-12）コミュニケーション支援事業等の実施事例

- ・滋賀県東近江市「東近江市地域生活支援事業実施要綱」
- ・静岡県「静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱等」
- ・群馬県「群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱」
- ・千葉県我孫子市「視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）等」

(10) コミュニケーション支援事業、移動支援事業等における利用者負担について
コミュニケーション支援事業、移動支援事業等に係る利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における負担状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないように願います。

(11) 小規模作業所の新体系への移行のための支援等について

いわゆる小規模作業所については、平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行後、着実に地域活動支援センター等への移行に向けての取組を進めていただいているところであるが（資料2-13、資料2-14及び資料2-15）、引き続き、各市町村においては、新体系への移行のための取組をお願いします。

なお、今回一層の新体系への移行を促進するため、緊急措置として、利用者数が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所に対し、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する事業として、「小規模作業所移行促進事業」を追加したところであるので、昨年度から行われている「移行等支援事業」（移行推進コンサルタントの派遣、移行推進研修会の開催）及び「障害者自立支援基盤整備事業」（小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事等に対する助成）と併せ、積極的な活用をお願いします。

また、移行等支援事業に関する各都道府県における実施事例について、資料2-16に参考として掲載するので、特別対策の終了までの間、積極的に事業化を図られたい。

3 障害者の社会参加の促進について

(1) 「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援について

昨年12月、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」に基づき、平成20年度からの5年間に政府が重点的に取り組むべき具体的な達成目標等をまとめた「重点施策実施5か年計画」が障害者施策推進本部において決定されたところである。

「情報・コミュニケーション」分野についても、「(略) 障害によりデジタル・デバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。」という基本方針のもと、今後、関係省庁を中心に様々な施策を実施するところである。

については、各都道府県等におかれても、その趣旨等を十分御理解のうえ、障害者に対する情報・コミュニケーション支援の一層の充実に努められたい。

特に、以下の施策について未実施の都道府県におかれては、資料3-1及び3-2を参考のうえ、関係機関、関係団体との連携を図り、早期の実施について具体的に検討されるようお願いします。

○ 障害者IT総合推進事業の実施の促進

障害者のITの利用・活用の機会拡大を図るため、地域におけるIT支援

の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う障害者IT総合推進事業の実施を促進する。

○ 聴覚障害者情報提供施設の整備の促進

聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進する。

また、現在、政府全体で取り組んでいる地上デジタル放送の実施に伴い、現在、聴覚障害者が利用している「情報受信装置」のみでは使用できなくなるため、今後、現行機種専用チューナーや新規機種である地上デジタル放送対応型の「情報受信装置」が開発される予定となっているので、お知らせする。

(2) 災害時における障害者支援・対策

地震発生時など災害時において、障害者は「見えない」「聞こえない」「動けない」「混乱しやすい」などの障害特性から、自ら避難することが困難な状況となるため、日頃から、災害時における障害者に配慮した具体的な対応策等の検討が何より重要である。

都道府県等におかれては、日頃から障害関係団体・施設、地域住民と連携を図り、災害時の情報伝達や安否確認、避難所・避難経路の周知、避難所における生活支援などの避難体制の整備、避難訓練の実施など、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を整備することをお願いする。

特に、視聴覚障害者は、被災時に移動や情報取得が著しく困難になることから、避難所等における情報・コミュニケーション支援についてご配慮をお願いする。

(資料3-3)

(3) 盲ろう者向け福祉施策

視覚及び聴覚に障害を併せもつ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施については、これまでも重ねて、事業の積極的な導入をお願いしてきたところであるが、未だすべての都道府県において実施されるに至っていない現状にある。(資料3-4)

盲ろう者が社会参加するためには、通訳・介助員の派遣は不可欠であるため、未実施の道県におかれては、関係団体と連携し、地域の盲ろう者の実態把握を行い、本事業の早急な実施をお願いする。

なお、社会福祉法人全国盲ろう者協会が実施している、事業未実施の道県を対象とした「盲ろう者の社会参加に関する調査・研究事業(長寿社会福祉基金事業)」については、平成20年度で事業が完了することとなるため、本年度中に

平成21年度以降の具体的な対応策の検討をお願いします。

(4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興

都道府県等におかれては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成の実施等、障害者のスポーツ、芸術文化活動の振興に、引き続き、御尽力願いたい。(資料3-5、3-6)

なお、平成20年度においては、「2008年北京パラリンピック競技大会」等の国際大会(資料3-7)や「第8回全国障害者スポーツ大会(チャレンジ!おおいだ大会)」(資料3-8)、「第8回全国障害者芸術・文化祭 滋賀大会」が開催されるため、選手団の派遣並びに合宿への参加、作品の募集・出品等について、ご配慮をお願いします。

また、「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター」については、障害者の芸術・文化・国際交流活動に関する各種イベントや「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」等を実施しているため、施設の積極的な利用並びに関係機関への周知をお願いします。(資料3-9)

(5) 行政機関における障害者への配慮

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず、様々な分野において、ご対応いただいているところであるが、障害を理解し、障害特性に応じた適切な対応が可能となるように、様々な研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いします。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、障害者自立支援対策臨時特例交付金の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」での情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応に努められるようお願いする。

[参考] 内閣府HP

○「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

○「共生社会をみんなで作るために」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

(6) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試

験」については、第19回試験（平成19年度）の合格発表が平成20年1月31日（木）に行われたところである。（資料3-10）

第20回試験（平成20年度）については、昨年度から引き続き、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定であるため、都道府県等におかれては、関係機関、団体への周知をお願いする。

第20回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成20年10月11日（土） [会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成20年10月12日（日） [会場：東京・大阪・熊本]

4 身体障害者補助犬法の改正について

「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成19年法律第126号）」については、平成19年11月28日に成立し、同年12月5日に公布されたところである。

法改正の主な内容は次の2点である。

1. 苦情の申し出について

規定なし→新たに規定

都道府県は、補助犬使用者又は受入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行う。

（施行日：H20. 4. 1）

2. 民間の職場における補助犬の使用について

努力規定→義務規定（一定規模以上の企業）

一定規模以上の民間企業（従業員56人以上）は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、補助犬の使用により事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（施行日：H20. 10. 1）

特に苦情の申し出については、平成20年4月1日から施行され、都道府県知事

等がこれを受けることとされていることから、関係行政機関等と連携のうえ、対応いただけるようお願いする。

また厚生労働省においては、ポスターやパンフレット（資料4-1、4-2）、相談対応マニュアルを作成し、年度内に配布することを予定しており、配布の際には各都道府県等のご協力をお願いする。